

宮城県行政評価委員会 政策評価部会
福祉分科会（平成18年度第4回）審議要旨

日 時 平成18年8月24日（木）13時30分～14時30分

場 所 県庁 第2分庁舎310会議室

1 開会

2 議事

（1）政策評価の説明・質疑

政策24 男女共同参画社会の実現と全ての人が参加できる社会の形成

3 閉会

出席委員 濃沼信夫委員、関田康慶委員

1 開会

2 議事

政策 24 男女共同参画社会の実現と全ての人が参加できる社会の形成

男女共同参画推進課長より説明

（関田委員）

・施策の評価をするときに、それぞれの施策がどの程度目的を達成したかということを総合的に判断するとき、施策ごとにウェイトを考慮して評価しているのか。

（男女共同参画推進課）

・この政策は対象者がそれぞれの施策で異なる。それぞれが概ね順調に施策展開されているということで総合的に評価している。

（関田委員）

・県が関与できる範囲が強い施策と、必ずしもそうではない施策があると思う。県の関与できる範囲が異なる施策を同等に評価してよいかという問題があると思うが、どのように考えたか。

・県がどこまで介入できるか、民間に委ねた方がよいかなどは、施策ごとに若干異なると思う。その場合、同じ達成度であっても、政策評価をする時にはそういう施策のウェイトを考えた方がよいのではないか。

（男女共同参画推進課）

・特にそういうことは考慮していない。

（濃沼委員）

・政策の構成で、施策5は人権擁護の施策だが、他の施策と比べるとやや異質のように感じる。

(男女共同参画推進課)

- ・なかなか社会参加ができない人を対象に施策を展開しているのですが、完全に同じ性質ではないが、それぞれの施策が補い合っているということでこの政策にまとめられていると考えている。
- ・例えば施策1の男女共同参画社会づくりでも、人権の問題がある。人権の問題だけではなくて、社会にもっと参画してほしいとか、いろいろな目標があるが、人権が擁護されたうえで今までなかなか社会に参画できなかった人がもっと社会に参加できるような社会づくりということで、施策1と5は関連していると考えている。

(濃沼委員)

- ・人権そのものはどこで対応しているのか。

(男女共同参画推進課)

- ・人権については社会福祉課が窓口となっており、関係各課で対応している。男女共同参画推進課では、さらに、特に女性が社会参画をもっとすすめる上で、企業のトップに働きかけたり、審議会の女性の登用率など、具体的な事業を行っている。

(関田委員)

- ・人権とは、社会参画するときの差別から生じる問題である。差別の背景には人権問題があるということなので、全ての施策は関係があるのではないか。

(濃沼委員)

- ・まず人権が守られたうえで、その次に社会参画ということになるのではないか。

(男女共同参画推進課)

- ・施策設定に見直しが必要であれば御意見に基づいて検討したい。この政策は複数の課にまたがる政策ということもあるので、検討が必要である。
- ・施策5の女性・子ども・高齢者や障害者の人権というのは、以前はこういう人たちが差別されていたということがあったために、このような施策があるのだと考えている。

(濃沼委員)

- ・第三者評価をしたからといって、人権が擁護されるということではないのではないかと。施策5が人権の擁護の施策であれば、例えば子どもなら「虐待の件数」のような指標が適切なのではないか。
- ・政策のくくりかたでこの施策5がやや異質だし、施策を評価するうえでの政策評価指標も異質である。政策・施策・政策評価指標がバラバラに見える。

(長寿社会政策課)

- ・本来、人権擁護は国の施策であるが、最近、福祉分野では施設での人権擁護が問題になっている。そういう問題に対応する施策、事業をどの政策に盛り込むかを検討した結果、この政策に落ち着いた。

(濃沼委員)

- ・高齢者の施設は生活のための施設という意味合いであり、子どもや女性が入所する施設と、高齢者が入所する施設の性格は異なるのではないかと。

(地域福祉課)

- ・その他の障害者や子どもの施設はまだ第三者評価が行われていないが、今後着手する予定であり、

第三者評価の検討委員会を開催して検討しているところである。また、保育所などの普通に利用するレベルの施設も対象にして評価を実施する方向で検討している。

(濃沼委員)

- ・政策評価指標の「提供するサービスに関し第三者評価を実施した入所施設の割合」の子どもの施設はどのような施設が対象なのか。保育所などの一般の子どもが利用する施設も含むのか。

(地域福祉課)

- ・子どもの施設(3施設)は養護施設が1施設、自立支援施設が1施設、乳児院が1施設である。養護施設と乳児院は虐待などを受けた子どもが入所する施設である。
- ・現在の政策評価指標で対象としているのは入所施設のみであるので、保育所は含まれていない。

(濃沼委員)

- ・高齢者が入所する施設と、人権を侵害される恐れがある人が入所する施設とで評価指標をかえるべきではないか。
- ・子どもや母子についても、広く一般の人が利用するような保育所などの施設も対象にするべきではないか。

(地域福祉課)

- ・高齢者の施設の場合には、要介護の状態になれば誰でも入所できる。家庭で虐待を受けた人が入所する施設ではない。その中で、施設の職員による虐待や身体拘束により人権が侵害されないようにという考えで指標を設定している。
- ・指標を設定したときには、入所サービス利用者は24時間365日ずっと施設で生活するので、通所サービス利用者よりも人権侵害を受けやすい環境にあるということで入所施設のみを対象とした。

(関田委員)

- ・高齢者の施設の第三者評価では、内部からの情報などがなければ虐待などの人権侵害を見つけるのは難しいのではないか。

(長寿社会政策課)

- ・第三者評価では、身体拘束を行わないなどのマニュアルが整備されているかなどの評価の項目があり、評価している。

(関田委員)

- ・施策5の政策評価指標「提供するサービスに関し第三者評価を実施した入所施設の割合」は、この政策の指標としては外れているのではないか。もしやるとすれば政策全体の指標とすればいい。第三者評価を政策評価指標にするのであれば、それぞれの施策の対象者の社会参加について、評価をしっかりと行っているかということであれば考えられる。この施策より、むしろ他の施策で設定すべき指標なのではないか。
- ・政策評価指標はいろいろな形態の入所施設が混在しているが、虐待などの人権侵害の危険が起きやすい施設とそうではない施設があると思う。起きやすい施設と起きにくい施設を混在させて評価すると、起きやすい施設が隠れてしまう恐れがある。分けて考えた方がよいのではないか。

(濃沼委員)

- ・県の審議会等委員の女性比率の推移と県の幹部職員の女性比率の推移とに関連はあるのか。

(男女共同参画推進課)

- ・県の審議会等の委員の女性比率は平成11年度には11%程度だった。それが平成17年度には32.1%になっているので、女性比率を高めることに取り組んだ結果である。
- ・県の幹部職員の女性比率は現在は約3.5%くらいである。公務員の場合は成績主義でやっているのだから幹部職員になれないというわけではない。以前の比率がどのくらいなのかは把握していないので確認したい。
- ・県庁幹部職員の女性比率は評価はした方がいいかもしれないが、政策として行っているわけではないので、政策評価にはなじまないかもしれない。

(関田委員)

- ・男女共同参画は、男女が同じくらいの割合になるということを目指すのではないと思う。例えば、専門領域の人たちの母集団の割合が男女で違うとすると、同一の基準で対応するというのが平等かもしれない。それをどちらかを特別に多めにするということを政策的に目指すのは適切ではない。

(濃沼委員)

- ・審議会の女性委員の登用比率は、任命権のある県が比率を上げようと思えば上げることができる難点がある。県の幹部職員の女性比率は、男女共同参画の意識の徹底を把握するのに有用ではないか。

(男女共同参画推進課)

- ・その場合は県庁だけの話になってしまうので、現在の指標にしている。この施策でやっている事業が県庁の女性登用に結びついていくわけではないので、県庁の女性登用率を政策評価指標にするのは難しいと考える。

(関田委員)

- ・審議会の委員については県の努力により女性の登用が進んでいるが、実際の社会では、会社などでは男性が優遇されていて、それほど女性の登用は進んでいないのではないかと。県は社会や経済界に対して男女共同参画の要請をするべきではないか。間接的な対応になるが、県の女性登用の状況を公表し、それを民間の状況と比較するして、例えば民間の方が男女共同参画の状況が遅れていることから民間の取組を促すことなども考えられるので、そういう指標(県の幹部職員の女性登用率)も意味があるかもしれない。審議会の指標も意味があるとは思いますが。

(濃沼委員)

- ・県も組織の一つであり、県が女性登用を進めることで社会の男女共同参画の意識が進むということもあるのではないかと。
- ・民間会社などでの幹部職員の女性登用のデータは把握しているか。

(男女共同参画推進課)

- ・民間会社の状況を調査している限りでは、管理職として部長や課長や係長などをひとまとめにしているデータだが、10%程度だと思われる。

(濃沼委員)

- ・政策評価指標は、実際の社会の男女共同参画の状況をできるだけ反映するものにする必要があるのではないか。

(男女共同参画推進課)

- ・どのようなデータがとれるのか調査の可否も含めて検討したい。
- ・民間会社の幹部職員の女性登用率の調査は、厚生労働省が統計調査を行っているものなので、県のデータとしてどの程度活用できるのか確認したい。

3 閉会

宮城県行政評価委員会政策評価部会

委員 濃 沼 信 夫

委員 関 田 康 慶